

11月は児童虐待防止推進月間です

▶ こども支援課 (32)6369

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」と定められており、児童虐待問題に対する意識を高めるため、集中的な広報・啓発活動を行っています

「もしかして」
あなたが救う
小さな手



オレンジリボンには
児童虐待を防止するという
メッセージが込められています

児童虐待とは・・・

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる^{おぼ} など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

心理的虐待

言葉による脅し^{おど}、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV）など

虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こす恐れがあります

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。虐待かもと思ったらすぐに市役所や児童相談所に連絡してください

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。調査の結果、実際には虐待が行われていなかったとしても、連絡者が責任を問われることはありません

その他、子育てやDVにお悩みの方は気軽にご相談ください

専門の相談員が対応します

私たちが対応します

苫小牧市こども支援課



児童虐待相談・通報先

苫小牧市（こども支援課）	(32)6111
児童相談所	189(いちはやく)
警察	110
〔子どもの命に関わるなど、 早急に保護が必要な場合〕	110

配偶者などからの暴力相談

苫小牧市（こども支援課）	(32)6111
道立女性相談援助センター	011(666)9955
NPO法人ウィメンズ結 ^{ゆい}	(32)0100
警察	#9110 緊急の場合には 110